

agreement 箕面ラグビースクール規約

第1条(名称)

本スクールは1988年に創設され、箕面ラグビースクール(以下、「MRS」という)と称する。

第2条(構成)

MRSは、以下により構成される。

1. スクール生
2. コーチ
3. スクール生の保護者

第3条(目的)

MRSは、以下の目的をもって「より良いスクール」、「より良いラグビー」を目指し、スクール生の指導・育成にあたる。

1. ラグビーを通じて体力の向上を図る。
2. ラグビーの楽しさを教える。
3. ラグビーを通じて、「自主性」、「思いやり」、「協力の精神」、「フェアな心がけ」、「我慢強さ」等を育てる。

第4条(活動)

MRSは箕面市立東小学校(所在地:箕面市栗生新家5-5-1)のグラウンドを主たる活動場所とし、以下の活動を行う。

1. ラグビーの練習
2. 公式試合への参加
3. 近隣のスクールとの交流試合
4. 合宿等の野外活動
5. その他、MRSの目的を達成するために必要な活動

第5条(対象とするスクール生及び入会手続き)

1. 幼児、小学生、中学生を対象とする。
2. 入会を希望する生徒の保護者は、MRSホームページの所定の入会申込様式に必要事項を入力して申請後、別途定める会費(入会金及び年会費)を納入する。
3. スクール生は所定のスポーツ保険に加入する。
4. スクール生の保護者は、保護者会に入会する。

第6条(コーチの資格及び義務)

1. コーチは、MRSの目的及び活動に賛同し、幹事会で承認された者とする。
2. コーチは、スクール生の指導に当たるとともに、積極的にスクールの運営に参画する。
3. コーチは、スクール生に対する指導方法・安全管理方法について、常に勉強研鑽に励む。
4. コーチは、スクール生と共に自主的活動を行う場合は、スクール代表又はスクール副代表に事前に届け出る。

第7条(スクール生の保護者の役割)

1. 保護者会は、スクール生の保護者相互の親睦を図るとともに、できる範囲でスクール運営に協力する。ただし、保護者への協力依頼、行事等への参加は強制するものではない。
2. 保護者は、スクール生の健康状態等について記入した規定の書式を練習開始前にコーチへ提出する。
3. 保護者会には、別途定める役員を置く。
4. 保護者は、別途定める会費を納入する。なお、この会費は保護者会が管理する。

第8条の1(組織・運営;役員会)

1. MRSは、コーチの中から次の役員を置き、役員会を構成する。
 - ① スクール代表 1名
運営委員長として、スクールを代表する。
 - ② スクール副代表 2名
運営副委員長として、スクール代表を補佐する。特に一名は名簿等の管理を担当し、他の一名は渉外交渉を担当する。
 - ③ 会計 1名
会計年度ごとに予算を立案し、年度末に決算報告書を作成する。
 - ④ 会計監査 2名
決算報告書の内容を監査する。
 - ⑤ 顧問 若干名
コーチ経験20年以上で60歳を超えた者から、スクール代表が委嘱する。
2. 役員任期は、2年とする。再任は妨げない。ただし、任期途中で支障が生じた場合は、その限りではない。
3. 改選時の次期役員は、スクール代表が他の役員と相談し、選任する。
4. 役員会は、スクール代表が発議し、逐次開催する。

第8条の2(組織・運営;幹事会)

1. スクール代表、スクール副代表、学年主任及び各専門委員会委員長により、幹事会を構成する。スクール代表を幹事長、スクール副代表を副幹事長とする。
2. 幹事となる各学年主任及び各専門委員会委員長の選任は、各学年及び各専門委員会の互選とし、スクール代表が委嘱する。
3. 役員を除く幹事の任期は、1年とする。再任は妨げない。
4. 幹事会は、コーチ会議を原則として2カ月に1回開催し、その間に発生した課題及び当面のスケジュール等について協議する。なお、幹事会メンバー以外のコーチのコーチ会議への参加は自由であり、積極的な参加が求められる。
5. 幹事会は、年1回原則として年度末に決算報告及び次年度の予算案を承認する。

第8条の3(組織・運営;専門委員会)

1. コーチは可能な限り別途定めるいずれかの専門委員会に所属する。
2. 各専門委員会の設置・廃止については役員会で協議し、スクール代表が決定する。
3. 各コーチの次年度の所属専門委員会は、運営委員会で協議、選定し、スクール代表が委嘱する。
4. 各専門委員会の会議は、所属するコーチが発議し、逐次開催する。
5. 各専門委員会委員長は、コーチ会議で活動報告を行う。

第8条の4(組織・運営;運営委員会)

1. コーチ全員により、運営委員会を構成する。
2. コーチは原則としていずれかの学年、あるいは複数の学年をまとめたグループを担当する。
3. 各学年の担当コーチの中から主任コーチを1名選出する。学年主任コーチは担当学年の運営を取りまとめる。
4. 次年度の各コーチの担当は役員会で協議、選定し、スクール代表が委嘱する。

第9条(会費)

1. スクール生の保護者は別途定める会費（入会金及び年会費）を納入し、所定のスポーツ安全保険に加入する。
 - ① 年度途中で入会した場合の年会費は、年度内の残る活動月数に1,250円を乗じた額とする。
 - ② 年度が改まりMRSでの活動を継続する場合は、年会費を納入する。入会金の納入は不要である。
2. コーチは別途定める年会費を納入し、所定のスポーツ安全保険に加入する。
3. いったん納入した会費は、返金しない。
4. 保護者会の会費については保護者会が管理する。

第10条(運営費及びその用途)

1. MRSの運営費は、第5条2項及び補助金、寄付金、その他をあてる。ただし、合宿等の行事に必要な費用は、別途コーチ・保護者が負担し、別会計とする。
2. MRSの運営費は、以下の用途に使用する。
 - ① 保険の加入
 - ② 用具等備品の購入
 - ③ 交通費、通信費、事務費、慶弔見舞費
 - ④ 第4条で定めた活動に必要な経費
 - ⑤ その他、幹事会において必要と認められた費用
3. 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第11条(保険等)

1. スクール生及びコーチは、スクール指定のスポーツ安全保険に加入する。
2. スポーツ安全保険への加入費用は、全額スクール負担とする。
3. MRSは、その活動中の傷害・事故等について、第1項のスポーツ安全保険の対象範囲でのみ対応する。

第12条(慶弔見舞等)

慶弔見舞等については、スクール代表が他の役員と協議し決定する。

第13条(規約の改訂)

1. 本規約の改訂については、コーチの発議により幹事会で協議し、スクール代表が決定する。
2. 改訂された規約は、改訂日から1カ月以内にその内容をコーチ及びスクール生の保護者に報告する。

第14条(その他)

本規約に定めていないことについて必要が生じた場合は、役員会で決定する。

附則

本規約は、2022年4月から施行する。

補足

1. スクール生の入会金及び年会費（第5条2項）
 - ① 入会金：2,000円
 - ② 年会費：15,000円
2. コーチの年会費（第9条2項）
4,000円
3. 保護者会役員（第7条3項）
 - ① 保護者会代表 1名
 - ② 保護者会副代表 1名
 - ③ 保護者会会計 1名
 - ④ 保護者会会計監査 1名
 - ⑤ 各学年役員 1～2名/学年
4. 保護者会会費（第7条4項）
1,000円/スクール生
（一家庭に複数のスクール生がいる場合は1,000円×スクール生人数）
5. 専門委員会（第8条3項）
 - ① 安全委員会
 - ② レフリー委員会
 - ③ 広報委員会
 - ④ 合宿委員会

役員会組織図

スクール代表 (運営委員長)			顧問 会計監査2名
スクール副代表 (運営副委員長) 組織管理	スクール副代表 (運営副委員長) 渉外	会計	

幹事会組織図(コーチ会議基本メンバー)

スクール代表 (幹事長)		
スクール副代表 (副幹事長) 議事進行	スクール副代表 (副幹事長) 議案取りまとめ/議事録	各学年主任 各専門委員会委員長

専門委員会組織図

運営委員会			
↓選定、委嘱			
安全委員会	レフリー委員会	広報委員会	合宿委員会

運営委員会組織図

役員会							
↓選定、委嘱							
幼年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	中学部
主任コーチ	主任コーチ	主任コーチ	主任コーチ	主任コーチ	主任コーチ	主任コーチ	主任コーチ
コーチ	コーチ	コーチ	コーチ	コーチ	コーチ	コーチ	コーチ
			プラクティスコーチ	プラクティスコーチ	プラクティスコーチ	プラクティスコーチ	

(代表、副代表、顧問は原則として学年の枠を超えて運営に当たる)